

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会 行動計画

職員が仕事と生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：社会問題となっている「小1の壁」対策として、小学校1年生の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を試行的に導入し、離職の防止を図るとともに、仕事と育児の両立を支援する。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 試行的に制度を実施し、対象者の利用状況及び希望調査を行う。
調査結果によって本格的な導入や、短時間勤務期間の拡充を検討する。

目標2：年次有給休暇の取得率を一人平均50%超とする。

<対策>

- 令和 2年 7月～ 各所属の前年度年次有給休暇取得状況（取得率）を集計する。
- 令和 2年10月～ 取得率が低い所属及び個人に対しては、各所属長より意識啓発を図る。
- 令和 3年 1月～ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境を整え、取得率の向上を図る。

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会 行動計画

女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日までの 3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 : 主任級以上の役職者に占める女性職員の割合を 30%以上にする。

【取組内容】

- 令和 4年 10月～ 役員会・管理者会議にて女性活躍に関する意見交換を実施する。
- 令和 5年 1月～ 主任昇格候補の職員を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施する。
- 令和 6年 3月～ 目標値の再検討を実施する。

女性の職業生活における活躍に関する情報 (令和5年4月1日の状況)

主任級以上の役職者に占める女性職員の割合 25.0% (24名中6名)